

新潟高教組

地公労確定交渉速報③

2021年11月18日 全組合員配布

地公労第3回確定交渉

給与改定は勧告どおり実施

一時金の削減率

圧縮を引き出す！

地公労は11月16日に森永総務管理部長と交渉を行った。給与改定については勧告どおり実施（一時金0.10月引き下げ）となったが、11月10日の第2回交渉で「削減率について部長と相談する」としていた最大限の努力について、最後の最後まで粘り強く交渉を行い、臨時的賃金削減の一時金削減率を2.3%圧縮する回答を引き出した。県財政は依然厳しく、引き続き協力をお願いしたいといたうえで2.3%の圧縮について「2年連続のマイナス改定かつ、昨年を上回る引下げ」であること、「0.05月分相当として2.3%軽減する」等が理由として述べられ、「来年度以降については、勧告がどうなるかわからないが、その時点の経済状況、財政状況、影響を考えながら検討していきたい」とした。

以下確認した内容

★給与改定の時期については、人事委員会勧告尊重の姿勢に変わりはなく、例年通りのスケジュールで実施していく。

★21年の一時金の支給率について

現行：年4.40月→改訂後：年4.30月（21年度6月期2.20月・12月期2.10月）

臨時削減については2.3%圧縮（現行：一般職3%→0.7%へ）

21年度12月期イメージ（算定基礎額40万円とした例）

（改定前） $400,000 \times 2.20 \times 0.97$ （3%減額）=853,600（A）

（改定後） $400,000 \times 2.10 \times 0.97$ （3%減額）=814,800（B）

（圧縮後） $400,000 \times 2.10 \times 0.993$ （0.7%減額）=834,120（C）

※20年度差額：(B)-(A)=△38,800, (C)-(A)=△19,480 圧縮効果：(C)-(B)=19,320

★職員の不妊治療休暇については、今年度初に新設したばかり。国の人事院勧告を受け、頻繁な通院が必要な場合については、人事委員会へ調整していく。

★臨時的・会計年度職員の休暇については、国の水準に合わせ運用している。年休は労基法に合わせ制定されており、それを超えて付与する考えはない。

地公労は交渉後幹事会を開催し、前進回答が少なく厳しい交渉となったが、「最大限の努力」として削減率の圧縮を引き出したことは大きな成果と判断。引き続き課題についてはとりくむことを確認し交渉妥結とした。